※参考 財産調査に関する法令

国税徵収法(昭和三十四年四月二十日法律第百四十七号)

(質問及び検査)

第百四十一条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第百四十六条の二及び第百八十八条第二号において同じ。)を検査することができる。

一 滞納者

- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由 がある第三者
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

(捜索の権限及び方法)

- 第百四十二条 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他 の場所につき捜索することができる。
- 2 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、 第三者の物又は住居その他の場所につき捜索することができる。
- 一 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。
- 二 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の 理由がある場合において、その引渡をしないとき。
- 3 徴収職員は、前二項の捜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しく は金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることが できる。

官公署等への協力要請については、国税徴収法及び地方税法に規定されています。

国税徵収法 (昭和三十四年四月二十日法律第百四十七号)

(官公署等への協力要請)

第百四十六条の二 徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署 又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は 提供その他の協力を求めることができる。

地方税法 (昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)

(官公署等への協力要請)

第二十条の十一 徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。